

## 第3回 愛媛県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議 次第

日時:令和4年1月4日(火) 17時00分～

場所:県庁第一別館3階第3・第5会議室

### 1 開会

### 2 議題

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの発生状況（経緯）について
- (2) これまでの取組について
- (3) 今後の防疫対応方針について
- (4) 知事からの指示事項

### 3 閉会

第3回愛媛県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議 出席者名簿

	役職・所属	出席者名	備考
1	対策本部	知事	本部長
2	"	副知事	副本部長
3	"	副知事	副本部長
4	"	参与	
5	"	参与	
6	"	防災安全統括部長	本部員
7	"	総務部長	"
8	"	企画振興部長	"
9	"	観光スポーツ文化部長	"
10	"	県民環境部長	"
11	"	保健福祉部長	"
12	"	経済労働部長	"
13	"	土木部長	"
14	"	出納局長	"
15	"	副教育長	"
16	"	県警察本部長	"
17	統括指揮部	農林水産部長	統括部長
18	"	農政企画局長	副統括部長(総務担当)
19	"	農業振興局長	副統括部長(防疫担当)
20	"	農政課長	総務班長
21	"	農業経済課長	市町・団体支援班長
22	"	ブランド戦略課長	情報班長
23	"	農地整備課長	焼埋却班長
24	"	農産園芸課長	動員班長
25	"	畜産課長	防疫指導班長
26	"	家畜病性鑑定所長	疫学究明班長
27	"	保健福祉課長	健康対策班長
28	"	道路維持課長	移動規制班長
29	"	総務管理課長	総務支援部
30	"	総合政策課長	企画振興支援部
31	"	地域スポーツ課長	スポーツ・文化支援部
32	"	県民生活課長	県民環境支援部
33	"	保健福祉課長	保健福祉支援部
34	"	産業政策課長	経済労働支援部
35	"	土木管理課長	土木支援部
36	"	会計課長	出納支援部
37	"	教育総務課長	教育支援部
38	"	警備部警備課長	県警察支援部
39		陸上自衛隊松山駐屯地 運用訓練幹部	陸上自衛隊松山駐屯地
40		四国地方整備局	
41		"	

# 第3回愛媛県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部会議 配席図

情報班長 (ブランド戦略課長)	市町・団体 支援班長 (農業経済課長)	疫学究明班長 (家畜病性鑑定所長)	陸上自衛隊 松山駐屯地	四国地方整備局	四国地方整備局

移動規制班長 (道路維持課長)	動員班長 (農産園芸課長)	焼埋却班長 (農地整備課長)	総務班長 (農政課長)	防疫指導班長 (畜産課長)

副統括部長 (農政企画局長)	副統括部長 (農業振興局長)

副本部長 (副知事)	本部長 (知事)	副本部長 (副知事)	統括部長 (農林水産部長)

参与

防災危機管理課長 防災安全統括部長

総務管理課長 総務部長

総合政策課長 企画振興部長

地域スポーツ課長 観光スポーツ文化部長

県民生活課長 県民環境部長

保健福祉課長 保健福祉部長

参与

経済労働部長 産業政策課長

土木部長 土木管理課長

出納局長 会計課長

副教育長 教育総務課長

県警察本部長 警備部警備課長

## 高病原性鳥インフルエンザの発生状況（経緯）について

### 1 異常家きん等の届出

届出日時：令和4年1月4日（火） 8時30分

届出者住所：愛媛県西条市

届出内容：B農場から5鶏舎中2鶏舎で死亡羽数が増加

### 2 現地調査（立入検査）

開始時間：令和4年1月4日 10時45分

立入者：中予家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所の家畜防疫員2名

### 3 立入農場詳細

住 所：愛媛県西条市（※1例目の隣接農場）

飼養羽数：B農場約83,000羽（採卵鶏） 鶏舎5棟

C農場約142,000羽（採卵鶏） 鶏舎7棟

住 所：愛媛県今治市（※C農場と同じ管理者）

飼養羽数：D農場約6,000羽（採卵鶏） 鶏舎1棟

### 4 検査所見

#### （1）死亡羽数の推移

B農場 発生鶏舎 1月3日：2羽、1月4日：約30羽以上が死亡  
その他の鶏舎においても死亡鶏が散見

C農場 死亡羽数は増加していないが、やや衰弱している鶏を散見

#### （2）鶏インフルエンザ簡易検査の結果

B農場 13羽中13羽（死亡鶏11羽中11羽、異常鶏2羽中2羽）で陽性

C農場 13羽中12羽（死亡鶏11羽中10羽、異常鶏2羽中2羽）で陽性

### 5 農場への指示事項

家きん等の移動制限、農場出入口制限、部外者立入制限

（※隣接農場での発生に伴い、既に実施中）

### 6 遺伝子検査等

B及びC農場については、1例目の発生に伴い、疫学関連家きんに指定されているため、簡易検査陽性で疑似患畜と判定できる。また、D農場は、C農場と同じ管理者であることから、疑似患畜と判定。

遺伝子検査等は、今後、農林水産省及び県において実施予定。

## 7 その他参考となる事項

(1) 埋却場所：焼却等で対応予定

(2) 周辺農家戸数、羽数

・西条市

	採卵鶏		肉用鶏		その他		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km 圏内 (移動制限予定区域)	2	49			1	10	3	59
3-10km 圏内 (搬出制限予定区域)	19	240,518	5	98,229	11	145	35	338,892
合計	21	240,567	5	98,229	12	155	37	338,951

・今治市

	採卵鶏		肉用鶏		その他		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km 圏内 (移動制限予定区域)	6	55,354	1	9,984	2	1	9	65,339
3-10km 圏内 (搬出制限予定区域)	19	200,667	8	122,159	7	7,805	34	330,631
合計	25	256,021	9	132,143	9	7,806	43	395,970

(3) 周辺の畜産関連施設

・西条市

	食鳥処理場	GPセンター	化製場	孵化場
3km 圏内 (移動制限予定区域)		1		
3-10km 圏内 (搬出制限予定区域)	1			

・今治市

	食鳥処理場	GPセンター	化製場	孵化場
3km 圏内 (移動制限予定区域)				
3-10km 圏内 (搬出制限予定区域)				

## 制限区域の設定と消毒ポイントの設置箇所について（西条市）



区間	No.	移動規制（消毒ポイント）
3km	①	国道 196 号西条河原津
〃	②	周越（実報寺上）
〃	③	西条市役所東予総合支所
〃	④	県道 13 号西条市北条壬生川変電所
10km	⑤	国道 196 号バイパス桜井
〃	⑥	国道 196 号国道 11 号交差点
〃	⑦	県道 48 号丹原文化会館
〃	⑧	東予地方局西条庁舎

※D農場に係る消毒ポイントについては、8ヶ所を想定して検討中。

## これまでの取り組み（2～3例目）

### 【統括指揮部】

#### ○防疫指導班

- 1 緊急消毒の開始
- 2 県内家きん飼養農場の調査及び注意喚起  
県内全ての農場（飼養羽数100羽以上の120農場）で異常なし
- 3 移動規制を開始

#### ○総務班

愛媛県高原病性鳥インフルエンザ防疫対策本部、東予地方局現地対策本部を設置済  
(R3.12.31～)

#### ○情報班

- 1 プレスリリース  
1/4 16:00（疑似患畜の発生について（2～3例目））を公表
- 2 ホームページに関連情報を掲載

#### ○動員班

- 1 応援職員の派遣（継続）  
8時間交代制で防疫措置を行う予定

#### ○市町・団体支援班

市町、関係団体に対して情報提供及び協力を要請

#### ○焼埋却班

焼却準備中

#### ○移動規制班

東予地方局管内に消毒ポイントを設置し、畜産関係車両の消毒を実施（継続）。

### 【県民環境部】

- ・半径10kmを野鳥監視重点地区とし、野鳥の監視体制を強化
- ・R4.1.4 自衛隊に派遣要請

### 【保健福祉部】

- ・集合施設へ医師、保健師を派遣し、防疫従事者の検診を実施中
- ・農場従業員の健康観察
- ・人の健康及び食の安全等に関する相談窓口を設置

### 【教育委員会】

- ・学校飼育動物に関する指導を実施

## HPA I 疑い事例に係る今後の対応

R4. 1. 4

### 1 県及び現地対策本部の設置及び本部会議開催

- ・対策本部設置 疑似患畜の判定後 (12/31 00:30頃)
- ・第1回本部会議開催 12月31日(金) 00:30～  
(場所: 第一別館3階第3及び第5会議室(災害対策室))
- ・第2回本部会議開催 殺処分完了後 (1月3日 10:30)
- ・第3回本部会議開催 疑似患畜判定後 (1/4 17:00頃)

### 2 殺処分及び焼埋却処分

殺処分(概ね5日間を目途)後、焼埋却処分予定

### 3 消毒ポイントの設置場所の公表

HPに掲載中、養鶏関係者には連絡済。

### 4 移動制限及び搬出制限区域(家畜伝染病予防法第32条)の設定及び告示(継続中)

#### (1) 西条市関連

- ・移動制限区域(発生農場から半径3km圏内) ※変更なし
- ・搬出制限区域(発生農場から半径3～10km圏内) ※変更なし

#### (2) 今治市関連

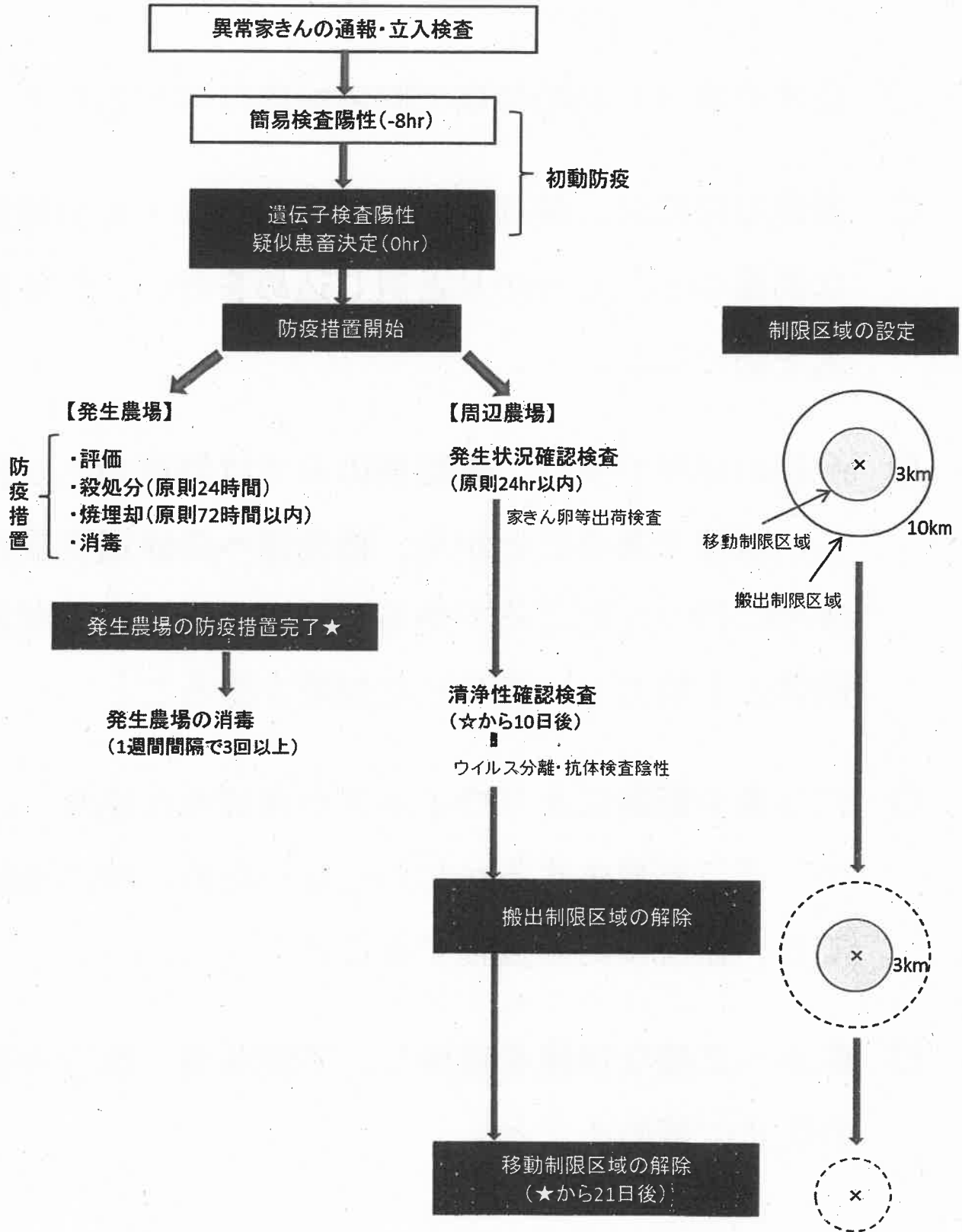
- ・移動制限区域(発生農場から半径3km圏内) ※準備中
- ・搬出制限区域(発生農場から半径3～10km圏内) ※準備中

### 5 その他

- ・周辺農場での発生状況確認検査(防疫措置開始後、原則24時間以内)
- ・周辺農場での清浄性確認検査(2～3例目の防疫措置完了後10日目、陰性の場合  
は搬出制限区域の解除)
- ・新たな発生がなければ、2～3例目の防疫措置完了後21日目に移動制限区域の解除
- ・対策本部解散は、移動制限区域の解除による



資料 防疫措置の流れについて



## 知事からの指示事項

- 全庁を挙げた初動体制で防疫対応に当たること。
- 迅速な殺処分、焼却処分、消毒ポイントでの確実な消毒など、しっかりと封じ込めを行い、感染拡大を防ぐこと。
- 今般の続発を受け、県職員のみでは到底対応が難しい規模であることから、自衛隊への派遣要請を直ちに行ったところであるが、国や近隣市、関係団体とも協力し、速やかな対応を図ること。
- 渡り鳥や野鳥によりウイルスが運ばれた場合、いつ、どこで発生するかわからないため、他の地区でも、監視体制を強化すること。
- 県民へ正確な情報を提供し、不安解消、風評被害の防止に努めること。